

[2] 定款（定款例）

定款とは、組織活動の根本規則であり、これを記載した書類のことです。

法人は、法令に従い、定款に記載された目的の範囲内において権利を有し義務を負います（民法34）。定款に定めていない事業活動や法人運営を行うことは適正ではありません。定款は法人内部の規範でもあり、社員に対して明確なものでなければなりません。法務局での登記手続や契約上必要な場合もあります。また、内閣府ポータルサイト等で情報公開されており、全国の市民の皆様がインターネットでいつでもどこからでも見ることができます。

とても重要な書類ですので、法人内でよく確認して把握し、常に精査しましょう。

【 定款に必ず記載が必要な事項（絶対的記載事項） 】

定款には、以下の事項について必ず記載が必要です（法11①）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類および特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所および他の事務所の所在地
- ⑤ 社員（社員総会で議決権を有する者）の資格の特喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合は、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法
- ⑮ 設立当初の役員

※「〇〇に関する事項」について、どこまでが絶対的記載事項なのかという線引きが明確ではありません（書籍「NPO法コンメンタール」より）。本ガイドブックでは定款の記載事項について、次の3種に分類します。

- (1) **絶対的記載事項**…記載を欠くと、定款そのものの効力がない事項です。前項の絶対的記載事項①～⑮のうち1種でも記載がない定款は認証することができません。
- (2) **相対的記載事項**…記載を欠いても定款そのものの効力とは無関係ですが、定款に記載しないとその事項の効力を生じない事項です。NPO法の任意規定に対応する記載事項です。
- (3) **任意的記載事項**…効力等とは無関係であり、団体が任意に記載する事項です。ただし定款に記載した以上、その規定を守る義務が生じます。この定款例での任意的記載事項の代表的な例は、第6章の理事会に関する記載です。

定款の各条文が上記(1)～(3)のいずれかに該当するのかが確認することが必要です。ひとつの条文の中に2種または3種が混在している場合があります。

この定款例では、各条文に**絶** **相** **任** を付します。

登記が必要な事項については、各条文に**登**を付します。

【社員総会と理事会】

法人の意思決定を社員総会主導型（社員（正会員）主導）とするか理事会主導型（理事主導）とするかで、定款の作りが異なります。このガイドブックの定款例は、①理事会を設置した社員総会主導型の定款例と、②理事会を設置した理事会主導型の定款例の2種類を掲載しています。①と②で記載の異なる箇所は網掛け（ ）で表しています。

社員総会は法人の最高の意思決定機関であることや民主制の観点、法人の規模、意思決定の迅速性を考慮して、社員総会と理事会の権能のバランスをよく検討してください。

【社員総会主導型の特徴】

社員総会が法人の最高の意思決定機関であることから、より多くの社員の声を組織の意思決定に反映させることを重視する

【理事会主導型の特徴】

迅速な意思決定を優先し、組織の機動性を高めることを重視する

なお、社員総会は法で少なくとも年一回の開催が定められていますが、理事会についての法の規定はなく、理事会は必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の

業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については理事の過半数で決することになります（法17）。

※「法人の業務」の例

- ①社員総会の議決事項の執行に関するもの ②社員総会に提出する議案
- ③事業計画、活動予算書の作成 ④決算書、事業報告書の作成 など

【法人の定款より法律が優先】

法人の定款より法律が優先しますので、法人の定款のみを守っていればよいわけではありません。

例えば、解散の公告について、法では「官報」で行うことが義務づけられています。法人の定款では「官報で行う」ことが定めてなく「掲示場で行う」のみ定めてあった場合、「掲示場」のみで公告をすればよいわけではなく、「官報」（法で規定）と「掲示場」（法人の定款で規定）の両方で公告しなければなりません。混乱を避けるために、定款例では法で規定されている「官報で行う」旨を記載しています。

定款例には法の規定が入れ込まれています。定款を作成、変更するときは、役員の代替わり等後々の法人体制を考慮して、よく検討してください。

法人の設立や運営に当たっては「NPO法を知らなかった」では済まされませんので、NPO法を読んで承知しておくことも大事です。

【定款例の構成】

定款例は、次のように構成しています。

定款例①（理事会を設置した社員総会主導型）P. 112～128

- 第1章 総則 (1条～2条)
- 第2章 目的および事業 (3条～5条)
- 第3章 会員 (6条～10条)
- 第4章 役員 (11条～17条)
- 第5章 社員総会 (18条～23条)
- 第6章 理事会 (24条～28条)
- 第7章 資産および会計 (29条～32条)
- 第8章 定款の変更、解散および合併 (33条～36条)

第9章 公告の方法 (37条)

第10章 事務局 (38条)

第11章 雑則 (39条)

附 則

定款例②（理事会を設置した理事会主導型） P. 1 2 9～1 4 6

第1章 総則 (1条～2条)

第2章 目的および事業 (3条～5条)

第3章 会員 (6条～10条)

第4章 役員 (11条～17条)

第5章 社員総会 (18条～23条)

第6章 理事会 (24条～28条)

第7章 資産会計 (29条～32条)

第8章 定款の変更、解散および合併 (33条～36条)

第9章 公告の方法 (37条)

第10章 事務局 (38条)

第11章 雑則 (39条)

附 則

定款例中の【 】について

定款例の【 】内は、空白であったり、数字を記載していたりします。
法人が定款を作成する時に、【 】内に数字を記載してください。